

第7回アジア欧州議員会議（ASEP）派遣参議院代表団報告書

団	長	参議院議員	藤井 基之
		同	平山 幸司
同	行	国際会議課長	清水 賢
		国際会議課	中園竜之介

第7回アジア欧州議員会議（ASEP）は、2012年10月2日（火）から4日（木）まで、ビエンチャン（ラオス人民民主共和国）のドンチャン・パレス・ホテルにおいて開催され、アジア・欧州の27か国、欧州議会、IMF、国連開発計画（UNDP）及び国連国際防災戦略（UNISDR）の代表等約250名が出席した。

ASEPは、アジアと欧州との議会間対話を通じてアジア・欧州間のパートナーシップを促進するとともに、アジア欧州会合（ASEM）プロセスの発展に寄与することを目的に、1996年の第1回会議がストラスブールで開催され、以後、ASEM首脳会合に先立って開催されている。今次会合は、本年11月にビエンチャンで開催された第9回首脳会合（ASEM9）に向けたプロセスの一環として、ラオスが「持続可能な開発のためのアジア・欧州の議会間パートナーシップ」をテーマに主催したものである。

本代表団は、会議期間中、開会式、本会議、パネル討議、第7回ASEP宣言に関する起草委員会、閉会式等に参加し、各国議員と活発な議論を交わしたほか、主催国による各種歓迎行事に参加し、相互理解及び友好親善の促進に努めた。また、会議出席に加えて、ワットタイ空港拡張計画、マホソット病院、日本センター等我が国が支援を行っている施設を視察し、関係者より事業概要を聴取した。

以下、会議における本代表団の活動を中心に報告する。

1. 開会式

開会式は、10月3日（水）午前8時30分に挙行され、第7回ASEP議長を務めるパーニー・ヤートトゥ・ラオス国民議会議長は、加盟議会及びオブザーバー代表のビエンチャン訪問に対して歓迎の意を表するとともに、世界の平和及び発展にとって重要なアジアと欧州の議会人が一堂に会して率直な意見交換を行うASEPの重要性を強調した。

次に、ASEM9の議長を務めるトンシン・タンマヴォン・ラオス首相が、ASEP関係国は世界人口の65パーセントを占め、アジアと欧州の人々の権利及び利益を代表する場であり、今次会合において、経済・貿易協力、食料安全保障、気候変動等、両地域の国民の関心が高い分野における議論を掘り下げ、

開発と協力のスキーム構築が模索されることを期待した。

また、第6回ASEP主催国であるベルギーのリック・トルフス上院議員は、第6回会合において、アジアと欧州のパートナーシップを引き続き強化することは両地域にとって有益であり、ASEPの継続を保障するものであると結論付けたことを想起するとともに、今次会合がアジアと欧州の議会間対話を更に深化させるものと確信している旨述べた。

2. 第1回本会議

同日午前10時30分から第1回本会議が開催された。その中で、各会合の議長役及び報告役の選任が行われ、藤井基之団長が、社会・環境問題に関するパネル討議の報告役に選任された。また、議題、日程及び議事手続が正式に決定されたほか、オーストラリア、ニュージーランド、ミャンマー及びロシアのASEPへの新規加盟が承認された。

続いて、各国代表団長から基調演説が行われ、藤井団長は、第7回ASEPの開催に祝意を表するとともに、昨年3月に発生した東日本大震災に際して寄せられた各国からの支援に対して感謝の言葉を述べた。さらに、大地震や大津波の経験を通して培った英知を共有することで国際社会に貢献していく旨決意を示した。

その後、ASEP新加盟国について加盟セレモニーが行われ、パーニー議長が歓迎の挨拶を述べた。

3. パネル討議

パネル討議は10月4日（木）午前8時30分から開催され、経済問題及び社会・環境問題の各議題について、リードスピーカーが演説を行った後、出席議員が討議を行う形式で進められた。

（1）経済問題

本討議においては、「世界的な気候変動の現状における食料安全保障の確保」及び「持続可能な開発のための公的債務の分野におけるアジア・欧州間協力の強化」について議論が交わされ、本代表団から藤井団長が出席した。

藤井団長は、食料安全保障の確保に関し、農業生産性の向上が鍵であると主張した上で、投資国、投資受入れ国及び地域住民の三者の利益を最大化する「責任ある農業投資原則（PRAI）」を推進し、農業の技術革新に資する開発援助を継続していく日本の意向を示した。また、公的債務問題の解決について、各国が国家財政の健全化に向けて努力することが重要である旨述べ、社会保障と税の一体改革や日本再生戦略といった日本の取組を紹介した。一方で、金融・経済のグローバル化が進行する中においては、チェンマイ・イニシアティブ、

アジア債券市場育成イニシアティブ、IMF等の地域的・世界的なセーフティネットの強化も不可欠である旨指摘した。

また、各国及び国際機関代表からは、食料安全保障の確保に向け、気候変動に考慮したバイオ燃料などの再生可能エネルギー利用の推進、途上国でのかんがい整備の促進等が提案されたほか、過剰な外貨準備高が世界経済に与えるリスクが指摘された。

(2) 社会・環境問題

本討議においては、「社会参加を含む災害管理におけるアジア・欧州間パートナーシップの促進」について議論が交わされ、本代表団から藤井団長及び平山幸司議員が出席した。

平山議員は、東日本大震災とそれに伴う巨大津波の被害に対する各国からの支援に感謝の意を表するとともに、震災からの更なる復興の一助として、本格的な復旧段階に入った被災地を含む日本各地の観光促進に協力を求めた。また、インド洋津波警報システム等の国際的な災害管理システムを通じた国家間協力の更なる強化を訴えた。さらに、東日本大震災の被災地における世界防災閣僚会議や防災と開発に関する仙台会合の主催といった世界に向けた防災分野での日本の取組を紹介した上で、数多くの災害の経験から得た教訓を各国と共有することが日本の義務であるとの認識を示した。

また、各国及び国際機関代表からは、兵庫行動枠組に沿った災害救助への資金確保、地方自治体の能力開発及び災害発生に対する事前準備の強化が期待されたほか、アジア・欧州という2つの地域がそれぞれの経験から得た教訓をASEP加盟国間で引き続き共有することが要請された。

4. 起草委員会

10月2日(火)午後8時及び4日(木)午後1時30分に第7回ASEP宣言に関する起草委員会が開催され、主催国のラオスが作成した原案に対し日本を含む各加盟国等が事前に提出した修正案について審議が行われた。本宣言の骨格は、パネル討議の議題である食料安全保障、公的債務問題及び災害管理の3つに大別される。

本代表団が提出した4つの修正案に対する審議の概要は、以下のとおりである。

(1) アジア・欧州のパートナーシップ強化を要請するパラグラフにおいて、ASEPが議員会議である点に鑑み、その対象がアジア・欧州の各国政府に限定された原案に議会を含めるよう提案し、最終宣言案に反映された。

(2)食料安全保障の確保に向けた世界的な取組に関するパラグラフにおいて、本年のG8、G20及びAPEC首脳会議の宣言等でPRAIが留意されている旨の言及を提案したところ、PRAIはまだ協議中であることから本宣言に明記することは適切ではないと主張する代表団もあった。これに対し日本は、再度PRAIの高い国際的な認知度を強調したが、コンセンサスが得られず、最終宣言案に反映されなかった。

(3)公的債務問題の解決に向けたアジア・欧州間の協力強化の重要性を指摘するパラグラフにおいて、アジア諸国は公的債務問題を抱えていないと言及する原案について、財政に関して過度に楽観した立場を述べるべきではないため当該部分を削除した上で、財政健全化に向けた協調的な取組の前提として、まず各当事国の最大限の自助努力が不可欠であることを明示する文言を追加した。これに対し、経済の安定はパネル討議において議論されていないとの理由から、日本による文言追加の提案に反対する代表団もあったが、日本の主張を支持する国も多く、各国による自助努力の重要性を強調する本修正案の趣旨は維持する一方で、経済の安定といった一部の文言は削除する折衷案が提示され、コンセンサスが得られた。

(4)各国政府に対し、財政安定化に向けた早期警戒メカニズム及び金融部門に対する大規模支援策の導入を要請するパラグラフにおいて、要請の対象を財政及び金融部門が脆弱な国とするよう提案したところ、更に公的債務及び財政赤字を抱える国を加える提案があり、いずれも最終宣言案に反映された。

5. 第2回本会議

10月4日(木)午後3時30分から第2回本会議が開催され、オーストラリアのアンナ・バーク下院副議長及び藤井団長がそれぞれ経済問題及び社会・環境問題に関するパネル討議の概要を報告した。続いて、ラオスのバンディット・パトウバーン国民議会議員が起草委員会の概要を報告した後、第7回ASEP宣言は全会一致で採択された。

6. 閉会式

引き続き行われた閉会式において、パーニー議長は、今次会議を総括し、アジア・欧州間協力の更なる強化が共通の利益に資する点を強調するとともに、会議の成功に対して各国議員に謝意を述べた。

第8回ASEPの開催については欧州で行われることのみ決定され、具体的な開催地は今後の協議に委ねられた。

7. 終わりに

各国が食料価格の高騰、財政・金融危機、大規模災害への対応といった課題に直面する中、今次会議において食料安全保障、公的債務問題及び災害管理という時宜を得た議題について、アジア・欧州の国民を代表する各国議員により活発な議論が交わされたことは非常に意義深い。

本代表団は、今次会議において、立法府の立場からアジア・欧州間協力の強化や共通の立場の形成に向けた活動を行った。とりわけ起草委員会において、コンセンサス形成に向けて積極的に議論に参加するなど、アジア・欧州間の共通理解の醸成に大いに貢献したものと思料する。アジア・欧州の両地域のみならず世界の安定及び持続可能な開発を確実なものとするため、両者間の相互理解や協力の一層の促進が強く期待される所であり、今後も、両地域を結ぶ議会間交流のプラットフォームである本議員会議に参議院が積極的に参加し、アジア・欧州関係の強化に寄与することが重要であると考えている。

第 7 回 A S E P 宣言[†]

2012 年 10 月 3 日及び 4 日、ラオス人民民主共和国、ビエンチャン

1. 第 7 回アジア欧州議員会議（A S E P 7）は、10 月 3 日及び 4 日にラオス人民民主共和国の首都ビエンチャンにて、「持続可能な開発のためのアジア・欧州の議会間パートナーシップ」のテーマの下、パーニー・ヤートトゥ A S E P 7 議長・ラオス国民議会議長の主宰により開催された。
2. ラオス国民議会議長の招請を受け、アジア欧州会合（A S E M）加盟国であるオーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルネイ、カンボジア、中国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、日本、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、ポルトガル、韓国、ロシア、シンガポール、スペイン、タイ、ベトナム及び欧州議会の議員が会議に出席した。また、I M F、国連開発計画（U N D P）及び国連国際防災戦略（U N I S D R）が主催国議会の来賓として会議に出席した。
3. パーニー・ヤートトゥ主催国議長は会議で開会の辞を述べた。その中で、5 年以上の年月の中で拡大した A S E P の意義、各国における、特に公的債務、食料安全保障、気候変動及び災害管理の中で持続可能な経済成長の確保の要請、並びに平和と安定の必要性を強調した。主催国議長は、A S E M 加盟国の政府及び議会に対し、二つの大陸を始めとする世界中の共通の関心事項に取り組むための共同討議を行うフォーラムとしてのアジア・欧州の行政府及び立法府のパートナーシップを強化することを要求した。
4. トンシン・タンマヴォン・ラオス首相は 2012 年 11 月 5 日及び 6 日に首都ビエンチャンにて開催されるアジア欧州会合（A S E M 9）第 9 回首脳会合の主催者及び議長として挨拶し、アジアと欧州、そして世界全体が平和と繁栄に包まれながら共存するという両地域の人々の意志を強調した。さらに、両地域が様々な課題に直面していることに鑑み、社会・環境開発と環境保護の均衡の確保に向けた緊密な協力と連携が緊急に要請されている旨強調した。
5. 第 6 回アジア欧州議員会議（A S E P 6）の主催国であるベルギーの代表団長

[†] 第 2 回本会議にて全会一致で採択。

リック・トルフス上院議員は会議において演説を行い、2010年にブリュッセルで開催されたASEP6会合の成果を想起し、特に女性の権利と全ての人に対する機会均等の重要性を強調した。

6. ASEPに参集した議会人は、オーストラリア、ミャンマー、ニュージーランド及びロシアをASEPの新規加盟国として温かく歓迎した。
7. ASEPに参集した議会人は、最近の自然災害によって多くのASEM加盟国で失われた人命と繁栄に対し、哀悼と同情の意を表した。
8. ASEPに参集した議会人は、持続可能な開発のためのアジア・欧州間パートナーシップの強化に向け、強固な基礎を築くとともに、認識、情報、知識並びに共通の関心及び懸念事項を共有するための道を開いた過去6回の会議（1996年のストラズブル会議、2002年のマニラ会議、2004年のフエ会議、2006年のヘルシンキ会議、2008年の北京会議及び2010年のブリュッセル会議）の成果を想起した。
9. ASEPに参集した議会人は、経済成長、社会的進歩及び環境保護という相互補完的かつ独立した持続可能な開発の3つの柱における取組の継続に対するコミットメントを再確認した。これに関連し、ASEPに参集した議会人はまた、2012年6月20日から22日までブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催され、共通である一方で差異のある責任及び能力という原則に沿った、世界の気候変動問題への更に積極的な地域としての対応を表すグリーン経済を持続可能な開発と貧困撲滅の一つの方法と見なした国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果を歓迎し、支持するとともに、気候変動に立ち向かうべく全ての国の真なるコミットメントの必要性を強調した。
10. ASEPに参集した議会人は、目下の経済・金融危機に対する懸念を表明するとともに、食料安全保障、気候変動及び自然災害が悪影響となっていると認識した。したがって、ASEPに参集した議会人は、持続可能な開発を確保し、貧困を撲滅するために、特に公的債務、食料安全保障、気候変動、災害管理及び資源に関する協力を更に促進する必要性を強調した。

世界的な気候変動の現状における食料安全保障の確保

11. ASEPに参集した議会人は、食料安全保障について、栄養不良といった健康面のみならず、持続可能な経済成長、環境及び貿易に関わる持続可能な開発の

複合的な課題として懸念を表明した。これに関し、A S E Pに参集した議会人は、供給可能性、入手可能性、多様性及び栄養性の観点から食料安全保障の確保に向けたコミットメントを再確認した。また、食料安全保障は公平かつ持続可能な水及び土地の入手と利用に強く影響を受けることを再確認した。さらに、ほとんどの開発途上国で依然として最大の雇用を抱える部門である農業の重要性及び国家、地域及び世界レベル食料安全保障の確保には農業に関する国際協定が極めて重要であることを強調した。

12. A S E Pに参集した議会人は、極度の貧困及び飢餓の撲滅並びに子供の栄養不良の低減は共通の関心事項であると改めて言及した。したがって、それには世界的な対応が必要である。世界的な解決に向け、A S E Pに参集した議会人は、食料安全保障に関するG20 サミットの成果を実施することを含め、適切な投資によって支援された食料安全保障政策を実行するために今後緊密に協力していく。
13. A S E Pに参集した議会人は、A S E M加盟国の政府、国際機関及び民間部門に対して、更なる投資、能力構築に対する支援強化、共同研究並びに農業部門における技術開発及び技術移転を通じた食料生産の拡大及び生産性の向上に向けた共同の取組を強化することを奨励した。また、持続可能な成長に向けた良いモデルである農業における三角協力の促進を支持した。
14. A S E Pに参集した議会人は、全てのA S E M加盟国における食料安全保障の確保の方法として、国際政策協調及び国際食料市場の透明性を強化、保護貿易主義を回避し、農業及び食料生産の効率を向上させる実効的な措置を奨励し、支持した。これに関し、A S E Pに参集した議会人は、農業部門に対し、開発途上国における農業生産、生産性及び農村開発を促進する長期的かつ適切な投資を要請した。
15. A S E Pに参集した議会人は、全ての国、特に開発途上国に影響を与え、国力を弱体化させる気候変動の悪影響の規模及び重大さに対する懸念を表明した。したがって、A S E Pに参集した議会人は、気候変動との闘いにおいては国連気候変動枠組条約の原則に沿った公平かつ共通である一方で差異のある責任の下、迅速かつ野心的な行動並びに目標達成に向けた全ての国の強いコミットメントが要求されることを重視した。

持続可能な開発の確保のための公的債務の分野におけるアジア・欧州間パートナーシップの強化

16. A S E Pに参集した議会人は、世界のマクロ経済は、特に金融市場に対する信頼の欠如、緩慢な景気回復基調、上昇する失業率といった新たな課題を伴う予測不可能で困難な時期にあり、それは最終的に市民の生活に悪影響を与えると認識した。
17. また、A S E Pに参集した議会人は前述の事実を背景に、アジアと欧州の国々及び金融市場は一層統合が進み、相互に依存していると認識した。そのため、現下のユーロ圏における公的債務危機は、ユーロ圏のみならず、アジアの経済情勢に重大な影響を与えうる。
18. A S E Pに参集した議会人は、開発プログラムは成長の促進、雇用の創出及び環境保護を目指し、貧困に立ち向かうべきものであると再確認した。
19. A S E Pに参集した議会人は、進化する地域の経済体制のための重要な教訓となり得る各国による財政上の自助努力及び現下の債務危機による影響の打開に向けたアジア欧州間の協力強化の重要性を強調した。また、A S E M加盟国が、特に開発途上国のための経験の共有、技術支援及び公的債務管理での能力構築において協力する必要性を強調した。
20. A S E Pに参集した議会人は、欧州安定メカニズム (E S M) 及びチェンマイ・イニシアティブのマルチ化 (C M I M) を始めとする公的債務の諸問題に対処するための地域間及び大陸間協力の強化に向けた全ての取組を歓迎した。A S E Pに参集した議会人はまた、国際通貨・金融制度の安定及び統合に資する国際金融体制の改革に関するG 20のイニシアティブを支持した。
21. A S E Pに参集した議会人は、公的債務の最も重要な要素である政府の金融政策、金融市場管理及び国家予算編成に対する議会の監視の強化における強いコミットメントを表明した。また、ぜい弱な金融部門及び持続可能な水準を超えた公的債務又は政府赤字を抱える国々の政府に対して、債務水準の上昇リスクを最小限に抑えるための財政安定化に関する早期警戒メカニズム及び金融部門に対する大規模支援策の導入を強く要請した。
22. A S E Pに参集した議会人は、各国政府に対して、資産価格バブルの対処を含むマクロ経済政策の柔軟性確保、持続可能な財政状態及び負債状況の維持及びインフォーマルな銀行部門及びハイリスクの貸借取引を防止する体系的に重要な財政制度のための解決メカニズム等に向けられた強固な健全性規則の改

革といった手段を採用するよう強く要請することを誓った。

23. A S E Pに参集した議会人は、公的債務危機及び関連する問題は、時宜を得た責任ある方法で対処されるべきであり、さもなければ、2015年までのミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた取組に影響を与えかねないことを留意した。

社会参加を含む災害管理におけるアジア・欧州間パートナーシップの促進

24. A S E Pに参集した議会人は、数億人もの貧しい人々、特に女性及び子供が、開発を行う上でリスクとなる自然災害、すなわち地震、台風、津波、洪水、干ばつに極度にぜい弱であることに留意した。これに関し、A S E Pに参集した議会人は、災害リスク軽減及び災害管理が開発及び貧困軽減戦略に効果的に組み込まれていることを確保する重要性を強調した。
25. A S E Pに参集した議会人は、自然災害は広範囲に国境を越えて人命と環境に影響を与えることを認識した。一つの国や地域だけではこれらの課題に対処することはできない。
26. A S E Pに参集した議会人は、人道、平等、中立及び独立という災害救助に係る人道主義の四原則を主張する第8回A S E M議長声明を強調・支持するとともに、これらの原則は人道的な行動の基礎であると見なした。
27. A S E Pに参集した議会人は、人的及び財産上の損害を軽減するための既存の地域間及び国際的な協力メカニズム、すなわち国連国際防災戦略（UNISDR）、A S E A N災害管理と緊急対応に関する協定（AADMER）、A S E A N防災人道支援調整センター（AHAセンター）、アジア防災センター（ADRC）、欧州委員会人道支援事務局（ECHO）、A P E C緊急事態の備え作業部会（EPWG）等を強く支持した。特に、A S E Pに参集した議会人は、AHAセンターとECHO間の協力的措置の強化を支持した。
28. A S E Pに参集した議会人は、自然災害の影響に対処するために、開発途上国における資金及び技術援助並びに能力構築を通じ、連携を促進する必要性を強調した。また、災害救援及び災害リスク軽減のための財政措置並びに自治体レベルでの能力構築の進展における課題について改めて言及するとともに、「兵庫行動枠組 2005-2015」及び他の関連国連決議に沿った防災への姿勢を新たに示した。

29. A S E Pに参集した議会人は、A S E M加盟国に対し、災害リスク軽減、イノベーション及び知識の交換、情報及び教育メカニズムの普及、効果的な災害対応及び復興に資する備え、早期警戒メカニズム、リスク評価及び管理、搜索及び救助能力、防災関連インフラ開発、自然及び人的災害、健康被害、世界的流行病、産業リスク及び農業リスク等の軽減並びに迅速な対応及び災害後の管理における国際的な経験を活用し、協調して取り組むよう求めた。
30. A S E Pに参集した議会人はまた、災害管理の重要な分野である準備、対応、復興及び軽減等が、新組織の設立の模索、緊急対応のための地域的枠組みの創設、公共政策のそれぞれのレベルにおいてジェンダーに配慮した災害リスク軽減の主流化、そして何より、適切な資金援助によって達成されることを確保するためにA S E M加盟国が協調して取り組む必要性を再確認した。
31. これに関し、A S E Pに参集した議会人は、災害対応における能力構築のため、特にアジア・欧州内のリスクの高い国々に向け、社会的パートナーから追加で資源及び援助を動員する必要性を強調した。また、災害管理における国民への啓蒙や教育の促進を含む、国内及び国際的な緩和・適応戦略における官民の連携を奨励した。
32. A S E Pの議会人はまた、特に災害リスクにぜい弱なA S E M加盟国に対し、災害リスク管理において政府を支援するために、社会団体、研究・学術機関及びメディアを含む官民の利害関係者の重要な役割を活用するよう要請する。

その他

33. A S E Pに参集した議会人は、経済統合は、共通の関心事項に取り組む中で政治的な協力を深化させることによって達成されるべきであると強調した。生産及び協議の両方において、エネルギー政策は、アジア・欧州間協力の中でより際立った役割を担うべきである。また、これに関連し、輸送及び物流における協力はますます重要になると予想される。極北を通じたアジア・欧州間の新たな短縮航路の利用可能性は増加している。

終章

34. A S E Pに参集した議会人は、2010年にブリュッセルで行われたA S E P 6で描かれているように、リーダーシップを強化し、会議のフォローアップ・メ

カニズムを構築することにより、また各国レベルにおいてASEPの取組に継続性を持たせることにより、ASEPの活動を促進するという意思を改めて表明した。

35. ASEPに参集した議会人は、それぞれのASEMパートナーが行った重要な活動を全面的に支持した。特に、ラオス政府が「平和のための友人、繁栄のためのパートナー」をテーマに2012年11月5日及び6日にビエンチャンで主催するASEM9はASEMの協力と連携をより強化するものである。これに関連し、ASEPに参集した議会人は、全てのASEM首脳に対し、ASEM9に出席することでASEMプロセスへの強いコミットメントを示すよう求めた。
36. ASEP7の代表団は温かい歓待と心からのもてなしで参加者を迎え、素晴らしい手配により会議を成功に導いたラオス国民議会、ラオス政府、ラオス国民、特にビエンチャン市当局及び同市民に対し、深甚なる謝意を表した。
37. ASEPに参集した議会人は、ASEP8が欧州で開催されることに合意し、2014年の会議に期待を寄せた。